

壱岐市地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和 8 年 3 月修正

壱岐市防災会議

壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総 則.....	4
第1節 計画の目的.....	4
第2節 計画の性格.....	4
1. 壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	4
2. 壱岐市における他の災害対策との関係	4
3. 計画の構成.....	4
4. 計画の修正.....	5
第3節 計画の周知徹底.....	5
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針.....	5
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定.....	6
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲等.....	6
第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	7
第2章 災害予防対策.....	13
第1節 基本方針.....	13
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等.....	13
第3節 立入検査に関する情報の受理.....	13
第4節 原子力防災専門官との連携.....	13
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	14
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	14
1. 情報の収集・連絡体制の整備.....	14
2. 情報の分析整理	15
3. 通信手段・経路の多様化等	17
第7節 緊急事態応急体制の整備.....	19
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備.....	19
2. 災害対策本部体制等の整備	20
3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	20
4. 長期化に備えた動員体制の整備.....	21
5. 防災関係機関相互の連携体制.....	21
6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	21
7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化.....	22
8. モニタリング体制等	22
9. 専門家の派遣要請手続き	22
10. 複合災害に備えた体制の整備.....	22
11. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携.....	23
第8節 避難収容活動体制の整備.....	24
1. 避難計画の作成	24
2. 避難計画における避難先.....	24
3. 避難計画における避難経路及び手段等	25
4. 避難所等の整備	25
5. 避難行動要支援者に関する措置.....	25
6. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	29
7. 学校等施設における避難計画の整備.....	29
8. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	30

9. 住民等の避難状況の確認体制の整備.....	30
10. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備.....	30
11. 警戒区域を設定する場合の計画の策定.....	30
12. 避難場所・避難方法等の周知.....	30
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	31
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備.....	31
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保.....	31
第10節 緊急輸送活動体制の整備.....	31
1. 専門家の移送体制の整備.....	31
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備.....	31
第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備.....	32
1. 救助・救急活動用資機材の整備.....	32
2. 救助・救急機能の強化.....	32
3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備.....	32
4. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備.....	32
5. 物資の調達、供給活動体制の整備.....	32
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	33
第13節 行政機関の業務継続計画の策定.....	33
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発.....	34
第15節 防災業務関係者の人材育成.....	35
第16節 防災訓練等の実施.....	36
1. 訓練計画の策定.....	36
2. 訓練の実施.....	36
3. 実践的な訓練の工夫と事後評価.....	37
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	37
第18節 災害復旧への備え.....	38
第3章 災害応急対策.....	39
第1節 基本方針.....	39
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	39
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡.....	39
2. 応急対策活動情報の連絡.....	41
3. 一般回線が使用できない場合の対処.....	43
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動.....	43
第3節 活動体制の確立.....	44
1. 市の活動体制.....	44
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等.....	49
3. 専門家の派遣要請.....	49
4. 応援要請及び職員の派遣要請等.....	49
5. 自衛隊の派遣要請等.....	49
6. 原子力被災者生活支援チームとの連携.....	50
7. 防災業務関係者の安全確保.....	50
第4節 避難、屋内退避等の防護措置.....	51
1. 避難対象区域.....	51
2. 避難先の選定.....	52
3. 防護活動の実施.....	52
4. 避難の実施.....	53
5. 犬・猫等の愛玩動物の保護対策.....	54

6. 行政機能の移転	5 4
7. 避難に資する情報の提供	5 4
8. 避難状況の確認	5 4
9. 受入市町村との協議	5 4
10. 避難場所	5 5
11. 広域一時滞在	5 6
12. 避難行動要支援者への配慮	5 7
13. 要配慮者への配慮	5 7
14. 学校等施設における避難措置	5 8
15. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	5 8
16. 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置	5 8
17. 飲食物、生活必需品等の供給	5 8
第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	5 9
第6節 緊急輸送活動	6 0
1. 緊急輸送活動	6 0
2. 緊急輸送のための交通確保	6 1
第7節 救助・救急、消火及び医療活動	6 1
1. 救助・救急及び消火活動	6 1
2. 被ばく医療体制の確保	6 2
3. 汚染検査等の実施	6 3
4. 安定ヨウ素剤の服用指示	6 4
5. 緊急被ばく医療の実施	6 4
第8節 住民等への的確な情報伝達活動	6 4
1. 住民等への情報伝達活動	6 5
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	6 6
第9節 文教対策計画	6 7
第10節 自発的支援の受入れ等	7 0
1. ボランティアの受入れ	7 0
2. 義援物資、義援金の受入れ	7 0
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	7 1
第4章 災害復旧対策	7 2
第1節 基本方針	7 2
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	7 2
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	7 2
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	7 2
第5節 各種制限措置の解除	7 3
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	7 3
1. 災害地域住民の記録	7 3
2. 災害対策措置状況の記録	7 3
第7節 被災者等の生活再建等の支援	7 3
第8節 風評被害等の影響の軽減	7 4
第9節 被災中小企業等に対する支援	7 4
第10節 心身の健康相談体制の整備	7 4
第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	7 4

資料編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改正）及び長崎県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

壱岐市及びその他関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2. 壱岐市における他の災害対策との関係

この計画は、「壱岐市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「壱岐市地域防災計画（第1編から第5編、ただし、第4編第6章を除く。）」による。

3. 計画の構成

この計画の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総則

計画の趣旨、原子力防災対策地域の範囲、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを示す。

(2) 第2章 災害予防対策

原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

原災法第10条に基づく特定事象発生時の対応及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の修正又は長崎県地域防災計画や壱岐市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日決定）を遵守する。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

壱岐市は、長崎県と連携し、必要な対策を講じるため、原子力施設の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲等

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえつつ、具体的な対象地域については当該範囲に所在する市町の意見を踏まえて定めるものとし、長崎県では、実施すべき対策の内容に応じて、以下の範囲としている。

1. 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ : Precautionary Action Zone」という。）

PAZ は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、長崎県内の区域は含まれない。

PAZ においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（以下「EAL : Emergency Action Level」という。）に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

ア 警戒事態

警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

イ 施設敷地緊急事態

特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階

ウ 全面緊急事態

原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階

2. 緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ : Urgent Protective action planning Zone」という。）

UPZ は、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域であるが、長崎県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から 30km の円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区が UPZ の対象とされており、本市の一部が対象となっている。

よって、壱岐市は必要な対策を講じるための避難計画を策定する。また、事態によって、壱岐市全域が避難対象地域とされたと想定し、事前に国や長崎県並びに福岡県、佐賀県等周辺市町村と連携し、広域避難計画を策定する。なお、壱岐市における避難計画策定対象地域及び避難計画策定対象地区は、以下のとおりとする。

＜避難計画策定対象地域＞

壱岐市南部地域

＜避難計画策定対象地区＞

武生水地区、渡良地区、三島地区、柳田地区、志原地区、初山地区、田河地区、八幡地区、那賀地区、石田地区、筒城地区で玄海原子力発電所から半径 30 km 圏内にかかる大字界まで含むものとする。また、30 km 圏外に位置する三島地区の大島についても、避難に時間を要する等地理的条件をかんがみ、避難計画策定対象地区に含めるものとする。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、長崎県、壱岐市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、壱岐市地域防災計画（第1編）第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1. 壱岐市

- （1）原子力防災体制の整備
- （2）通信施設及び通信連絡体制の整備
- （3）環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援
- （4）環境条件の把握
- （5）原子力防災に関する知識の普及と啓発
- （6）原子力防災に関する教育及び訓練の実施
- （7）事故発生時における国、県等との連絡調整
- （8）応急対策活動に要する資機材等の整備

- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時環境放射線モニタリングの協力
- (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (12) 緊急医療本部の設置・運営の協力
- (13) 被ばく者の診断及び措置の実施
- (14) 住民等への飲料水、飲食物の摂取制限
- (15) 住民等への汚染農水産物等の出荷制限
- (16) 災害復旧
- (17) 各種制限措置の解除
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (19) 相談窓口の設置
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) その他災害対策に必要な措置

2. 長崎県

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 原子力防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時の環境放射線モニタリング
- (11) 市町長に対する住民等の退避、避難並びに立入制限の指示、助言
- (12) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (13) 市町長に対する住民等への飲料水・飲食物の摂取制限の指示等
- (14) 市町長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等
- (15) 災害復旧
- (16) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示
- (17) 相談窓口の設置
- (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整
- (19) 行政機関、学校等の退避
- (20) 放射性物質による汚染の除去

- (2 1) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (2 2) 風評被害等の影響の軽減
- (2 3) 文教対策
- (2 4) 緊急医療本部の設置・運営
- (2 5) 自衛隊の災害派遣
- (2 6) 他の都道府県との相互応援
- (2 7) 災害時の交通及び輸送の確保
- (2 8) 避難行動要支援者対策
- (2 9) その他災害対策に必要な措置

3. 長崎県（壱岐振興局）

- (1) 壱岐市及び関係機関との連絡調整
- (2) 壱岐市における対応及び連絡調整

4. 長崎県警察（壱岐警察署）

- (1) 住民等の退避、避難誘導
- (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備
- (3) 避難路及び緊急交通路の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (7) 警察災害派遣隊に関すること
- (8) その他災害警備に必要な措置

5. 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
- イ 広域的な交通規制の指導調整
- ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整

(2) 福岡財務支局 長崎財務事務所

災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

(3) 九州農政局

- ア 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等に関するこ
と

- イ 災害時における応急用食料等の確保等に関する事
- ウ 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関する事

(4) 九州農政局 長崎地域センター

- ア 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置
- イ 汚染米の移動規制及び処理

(5) 九州森林管理局 長崎森林管理署

- 国有林野・国有林産物の汚染対策

(6) 九州経済産業局

- ア 原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督
- イ 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

(7) 九州運輸局 長崎運輸支局

- ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
- イ 陸上における緊急輸送用車両の斡旋、確保

(8) 九州運輸局 長崎運輸支局 佐世保海事事務所

- ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
- イ 海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

(9) 大阪航空局 長崎空港事務所

- 航空機による輸送の安全確保に必要な措置

(10) 福岡管区気象台（長崎地方気象台）

- ア 災害発生時における気象情報の発表および伝達
- イ 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供

(11) 第七管区海上保安本部（壱岐海上保安署）

- ア 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
- イ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ウ 海上における救急・救助活動の実施
- エ 緊急時における海上環境モニタリングの支援

6. 自衛隊

(1) 陸上自衛隊第16普通科連隊

- ア 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援
- イ その他災害応急対策の支援

(2) 海上自衛隊佐世保地方総監部

- ア 災害時における海上輸送支援
- イ その他災害応急対策の支援

(3) 航空自衛隊西部航空方面隊

- ア 災害時における航空輸送支援
- イ その他災害応急対策の支援

(4) 自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所

- ア 災害に関する情報収集及び連絡調整
- イ その他災害応急対策の支援

(5) 海上自衛隊壱岐警備所

- ア 災害時における海上輸送支援に関する連絡調整
- イ その他災害応急対策の支援

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話㈱ 福岡支店

災害時における通信の確保

(2) 日本銀行 長崎支店（十八銀行壱岐支店）

災害時における金融機関の災害応急対策

(3) 日本赤十字社 長崎県支部（壱岐分区）

災害時における医療救護等の実施

(4) 長崎県医師会（壱岐医師会）

災害時における医療救護等の実施

(5) 長崎県バス協会（壱岐交通、玄海交通）

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

(6) 長崎県トラック協会（壱岐支部）

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

(7) 福岡地区旅客船協会（九州郵船）

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

(8) 日本通運(株) 長崎支店

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

(9) 日本放送協会（長崎放送局・福岡放送局）、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、(株)長崎新聞社、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、九州朝日放送(株)、RKB毎日放送(株)、(株)福岡放送、(株)TVQ九州放送、(株)テレビ西日本、(株)エフエム長崎、(株)エフエム福岡、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐エフエム

ア 災害情報の伝達

イ 原子力防災知識の普及

(10) 九州電力(株)（原子力事業者）

ア 原子力発電所の防災体制の整備

イ 原子力発電所の災害予防

ウ 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 原子力災害時における通報連絡体制の整備

カ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備

キ 応急対策活動に要する資機材等の整備

ク 原子力防災に関する知識の普及と啓発

ケ 緊急時における災害応急対策活動体制の整備

コ 原子力発電所の施設内の応急対策

サ 緊急時医療措置の実施のための協力

シ 環境放射線モニタリングの実施

ス 県、避難対象市、防災関係機関が実施する防災対策への協力

セ 相談窓口の設置

ソ 災害復旧

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

(1) 防災業務計画に関する協議

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正しようとする場合、所在県所在市町村、関係周辺県（佐賀県、佐賀県玄海町、福岡県、長崎県）との協議が義務付けられていることから、原子力事業者から長崎県へ協議が行われた場合は、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）との整合性を図るため、長崎県から壱岐市へ意見照会を受けるものとする。

(2) 防災要員の現況等の届出の受理

壱岐市（以下「市」という。）は、原子力事業者が長崎県（以下「県」という。）に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受理する。

第3節 立入検査に関する情報の受理

市は、県が原子力事業者への立入検査を行う場合は、県から事前の通報とその結果の連絡を受ける。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、県と連携し、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、原子力防災訓練の実施、オフサイトセンターと呼ばれる※緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

【用語解説】

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）：原子力災害発生時に放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国や県、市町村、関係機関や専門家が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点施設のこと。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 協定の締結等

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 民間事業者等の連携

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(3) 財産の活用

市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、県有財産、国有財産の有効活用を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器）や連絡先を含む。）

（2）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

（3）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

（4）非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

（5）移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

（6）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2. 情報の分析整理

（1）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、市役所庁舎等防災拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

<整備を行うべき資料の例>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の市内並びに周辺地図
- イ 市内の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 市内の一般道路、林道、農道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 市内の避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 市内の施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

キ 飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 市内の気象資料（周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ 線量推定計算に関する資料

ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料

エ 市内の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

オ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3. 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下

のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

① 専用回線網の整備

国及び県、市との間の通信体制を充実・強化するため、県は専用回線網の整備・維持に努める。

② 告知放送並びに移動系防災行政無線の活用

市は、既に整備している告知放送並びに移動系防災行政無線の活用を図る。

③ 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

④ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用 に努める。

⑤ 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社（N T T）等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、I P 電話等を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

⑥ 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

⑦ 災害用伝言サービスの活用促進

市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、電気通信事業者が提供する、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を

確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

⑧ 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

⑨ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備する。

⑩ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（1）警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にするなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備や国の原子力災害合同対策協議会機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣が行えるよう体制や必要な資機材等を整備する。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定める。

2. 災害対策本部体制等の整備

(1) 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めるものとし、加えて、県が設置する現地災害対策本部や他の防災関係機関との連携を図る。

(2) 防護対策の体制

市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定める。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

(1) 体制の整備

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに対策拠点施設に原子力災害合同対策協議会を組織するための体制を整備する。

(2) 派遣職員等

原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、長崎県、関係周辺県、玄海町及び壱岐市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定める。

(3) 対策拠点施設への職員配置等

対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、長崎県、関係周辺県、玄海町及び壱岐市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

5. 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防団との連携や県内全市町及び県外近隣市町村による応援協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化を図

るとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

(1) 広域的な応援要請等

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

(2) 協力内容の調整等

市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めるとともに、連絡先を徹底するなど、必要な準備を整える。

8. モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

【用語解説】

緊急時環境放射線モニタリング：放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。

9. 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し、事態の把握のために、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続きについて、あらかじめ定める。

10. 複合災害に備えた体制の整備

東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定し、災害対応が可能な安全施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

（１）活動体制

市は、地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害時における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定める。

（２）住民への情報提供、相談体制

市は、自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

（３）避難等

市は、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、代替避難路を速やかに確保した上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。また、県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行うこととされている。

（４）防災設備・機材の損壊等の対応

市は、緊急時モニタリング、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害より、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、県内市町をはじめとした相互及び関係団体等との協力により、体制確保を図る。

1 1．人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

市は、国、県及びその他防災関係機関並びに原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、避難計画の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ① 玄海原子力発電所から半径30km圏内の住民が最終的には30km圏外への避難が可能となるよう30km圏外に避難場所を確保する。
- ② 避難が必要な区域（以下「避難対象区域」という。）は、事故の状況に応じ、国、県又は市が設定する。
- ③ 避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内に避難できるように指定するよう努める。
- ④ 市及び県は、放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努めるものとし、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。
- ⑤ 市は、30km圏内への来訪者（観光客等）も避難の対象とし、30km圏外までは地域住民と同様に避難し、30km圏外の適切な場所から島外へと避難を誘導する。
- ⑥ 避難にあたっては、住民が日常、服用している医薬品の携帯を平常時から周知する。また、緊急に避難して住民が日常服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制をあらかじめ整える。

2. 避難計画における避難先

玄海原子力発電所から半径30km圏内の避難計画策定対象地域である壱岐市郷ノ浦町の一部、壱岐市芦辺町の一部、壱岐市石田町の全部の避難先を、玄海原子力発電所から半径30km圏外の壱岐市北部地域とする。なお、市の区域を越えた広域避難計画の策定においては、国及び県が中心となって調整を図るものとされている。

3. 避難計画における避難経路及び手段等

(1) 壱岐島地域

- ① 可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を通り指定された避難所へ避難する。市は、避難経路について、事前に住民に対して十分な周知を行う。
- ② 避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いや集合場所に参集し、市等が準備する車両にて避難を行う。避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等空きスペースを利用する。
- ③ ②で避難手段が不足する場合には、県が市からの依頼に基づき、社団法人長崎県バス協会等に要請し手配した車両にて避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(2) 三島地域

- ① 三島地域の避難者は、海路で壱岐島に上陸後、その後30km圏外の指定された避難所に避難を行う。海路の手段としては、定期船（フェリーみしま：定員100人）、漁船、遊漁船等（以下「定期船等」という。）で移動し、その後、市等が準備した車両により避難を行う。
- ② 定期船等による避難が困難な住民については、県が海上保安部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。
- ③ 長島と大島間の架橋（珊瑚大橋）が利用できる場合、長島から大島へ橋の利用による移動も避難経路のひとつとする。

4. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

① 避難所等の指定

市は、学校や公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所

では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

② 避難所等の整備

- (1) 市は、避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保を想定した計画に努める。

<市の避難集合場所及び避難所>

避難対象地域と集合場所 (集団避難の場合)			避難所	
地域	地区名	集合場所	地域	施設名
壱岐市南部地域	三島	三島小学校	壱岐市北部地域	沼津小学校
		長島地区放射線防護対策施設		鯨伏小学校
		原島地区放射線防護対策施設		湯本地区公民館
	渡良	渡良小学校		布気地区老人憩いの家
	初山	初山小学校		立石地区老人憩いの家
	武生水	壱岐文化ホール		勝本小学校
		盈科小学校		勝本中学校
		郷ノ浦中学校		勝本町ふれあいセンターかざはや
		大谷公園体育館		勝本地区公民館
		壱岐高等学校		西部地区老人憩いの家
	柳田	柳田小学校		大坂地区老人憩いの家
	志原	志原小学校		霞翠小学校
	筒城	筒城小学校		新城地区老人憩いの家
	石田	石田小学校		那賀小学校

	八幡	八幡小学校		芦辺中学校
	田河	田河小学校		壱岐商業高校体育館
		旧芦辺中学校体育館		箱崎小学校
	那賀	那賀地区公民館		瀬戸小学校
		那賀幼稚園		箱崎地区公民館
				芦辺町クオリティライフセンター つばさ
				瀬戸幼稚園
				箱崎幼稚園
				箱崎僻地保健福祉館
				壱岐島開発総合センター
				芦辺体育館
				芦辺地区公民館
				芦辺浦住民集会所
				芦辺保育所
				那賀地区公民館
				那賀幼稚園

(2) 屋内退避施設の整備

市は、県と協力し、悪天候等により避難が困難な場合に備え、一時的に屋内退避ができるよう、気密性を確保した施設を整備する。整備済み放射線施設は以下のとおり。

No.	施設名	所在地
1	大島地区放射線防護対策施設（三島小学校体育館）	壱岐市郷ノ浦町大島 815
2	長島地区放射線防護対策施設	壱岐市郷ノ浦町長島 45
3	原島地区放射線防護対策施設	壱岐市郷ノ浦町原島 305

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備するとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

5. 避難行動要支援者に関する措置

- (1) 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- (2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

6. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

(2) 病院等医療機関の避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとされている。

(3) 社会福祉施設の避難計画の作成

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとされている。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとされている。

7. 学校等施設における避難計画の整備

(1) 学校等施設の避難計画の作成

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとされている。

(2) 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとされている。

9. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

10. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

11. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

12. 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市（町村）は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市（町村）は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関、保健所等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への受け入れ並びに移送の協力をする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うための道路機能の確保と道路交通管理体制の整備に努める。また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車（レスキュー車）、救急自動車等の整備に努める。

2. 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3. 緊急被ばく医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

（1）資機材の整備

市は、国及び県と協力し、災害応急対策活動を実施する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

（2）情報交換

市は、防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

5. 物資の調達、供給活動体制の整備

（1）市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。また、大規模な地震の発生を考慮した備蓄拠点の整備に努める。

（2）市は、国、県と連携し、備蓄拠点から物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階毎や場所等に応じた具体的な内容を整理する。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、併せて落ち着いて行動することを伝達する。
- (2) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、設備並びに体制の整備を図る。
- (3) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織、自治公民館等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。また、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する体制を整備する。誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、告知放送、コミュニティ放送局（FMラジオ）、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ（CATV）、携帯端末の緊急速報メール、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用努める。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、あらかじめ市災害対策本部の設置基準、配備体制及び職員の動員等を定めておくとともに、*業務継続計画（BCP）の策定により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

【用語解説】

業務継続計画（BCP：Business continuity planning）：大規模地震等が発生した場合は、行政自身も被災する可能性が高いため、業務が長時間中断するなど、市民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる可能性がある。そこで、市民の生命・財産を守り、市民生活や社会機能の維持を図るため、発災後いち早く業務を立ち上げ、市の機能を維持していくことを目的として策定する計画

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

（１）市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市や国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- ⑦ 避難先及び避難経路・手段に関すること
- ⑧ 要配慮者への支援に関すること
- ⑨ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑪ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること

（２）市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

（３）市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。
- (5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 汚染検査（スクリーニング）及び除染の実施方法及び機器に関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること

- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、国の原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に対し、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2. 訓練の実施

(1) 訓練等の実施

市は、策定した訓練計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、訓練を定期的の実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、国の原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練を実施する場合、住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3. 実践的な訓練の工夫と事後評価

市、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するにあたり、訓練想定について国、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにするとともに、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性にかんがみ、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとされている。

(1) 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとされている。

(2) 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとされている。

(3) 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとされている。

(4) 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとされている。

第18節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

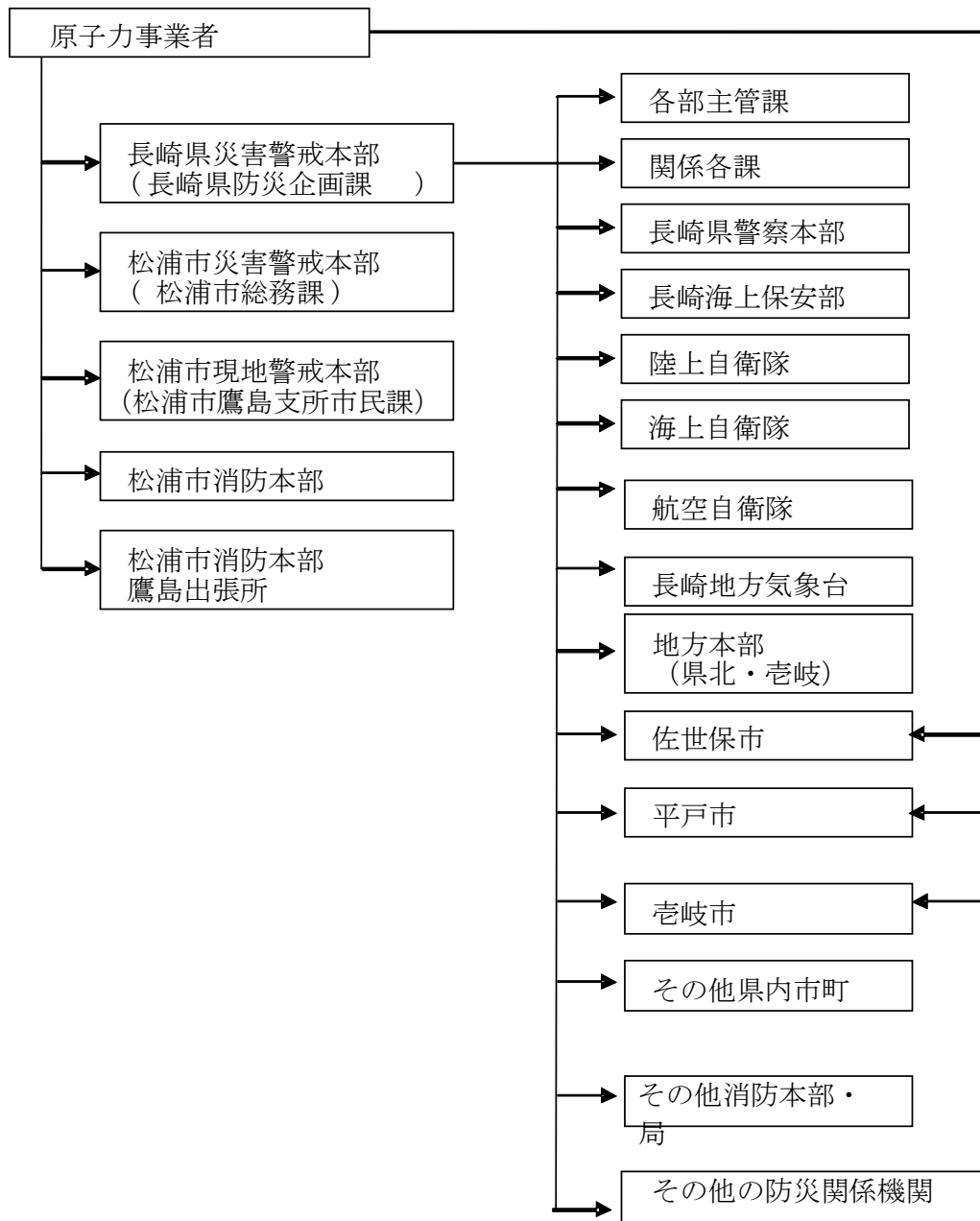
②市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、※PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に速やかに連絡する。

〔特定事象発生時の情報伝達経路〕



(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては県を通じて簡潔、明瞭に行うよう努める。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部に連絡するものとされている。また、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ③ 市は、原子力事業者及び国、県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に速やかに連絡する。
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議

及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ④ 市は、県との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

（2）全面緊急事態における連絡等

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

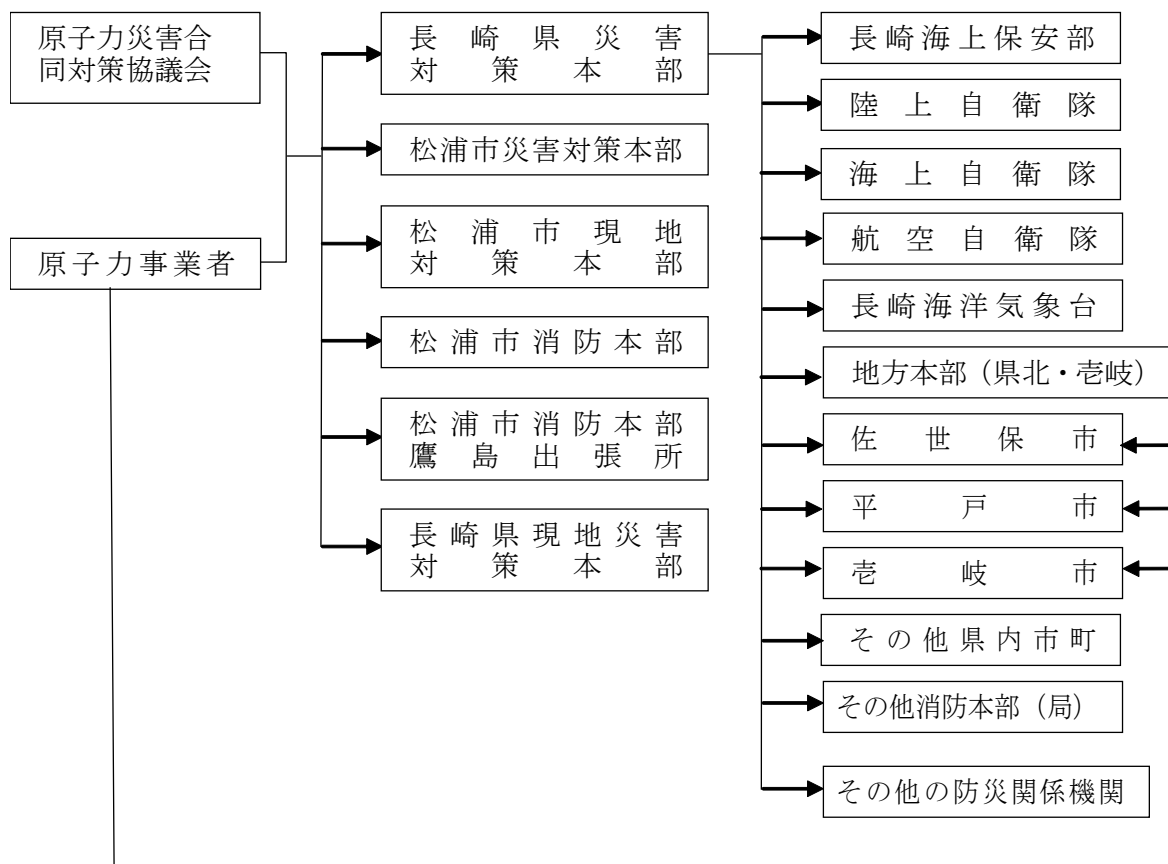
- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

③ 市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

[緊急事態宣言発出後の情報伝達経路]



3. 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに告知放送等を活用し、情報収集・連絡を行う。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

① 災害警戒本部の設置

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合又は総務部長が特に必要と認めた場合は、総務部長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者、防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のため警戒体制をとるものとする。

② 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行う。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣する。

⑤ 国等との情報の共有等

市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

⑦ 災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

[災害警戒本部の組織]



対策部名	課 等 名	掌 握 事 務
総務対策部	総務課	・災害警戒本部の設置、運営に関すること。 ・災害状況の把握及び伝達に関すること。 ・国、原子力防災専門官、県及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害警戒体制の総合調整に関すること。 ・対策拠点施設の設営準備に関すること。 ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
	財政課 会計課	・総務対策部内の連絡調整に関すること。
地域振興対策部	地域共創課 観光課 文化スポーツ 振興課	・地域振興対策部内の連絡調整に関すること。
市民対策部	市民福祉課 子育て支援課	・市民対策部内の連絡調整に関すること。

	保護課 税務課	
保健環境対策部	保険課 長寿支援課 健康増進課 環境衛生課	・緊急時モニタリングに関すること。 ・保健環境対策部内の連絡調整に関すること。
産業推進対策部	農林課 農業委員会 家畜診療所 水産課 商工振興課	・産業推進対策部内の連絡調整に関すること。
建設対策部	建設課 上下水道課	・建設対策部内の連絡調整に関すること。 ・道路状況の把握に関すること。
教育対策部	教育総務課 学校教育課 社会教育課	・教育対策部内の連絡調整に関すること。 ・学校等の状況把握に関すること。
消防対策部	総務課 予防課 警防課 消防署	・消防対策部内の連絡調整に関すること。 ・情報収集及び広報活動に関すること。 ・広報活動及び避難誘導に関すること。
議会・監査対策部	議会事務局 監査委員事務局	・議会・監査対策部内の連絡調整に関すること。
郷ノ浦支所対策部	郷ノ浦支所	・支所対策部内の連絡調整に関すること。
勝本支所対策部	勝本支所	・支所対策部内の連絡調整に関すること。
芦辺支所対策部	芦辺支所	・支所対策部内の連絡調整に関すること。
石田支所対策部	石田支所	・支所対策部内の連絡調整に関すること。

(2) 災害対策本部の設置等

- ① 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする災害対策本部を設置する。市長、副市長が不在の場合は総務部長、総務課長の順に指揮系統を定める。

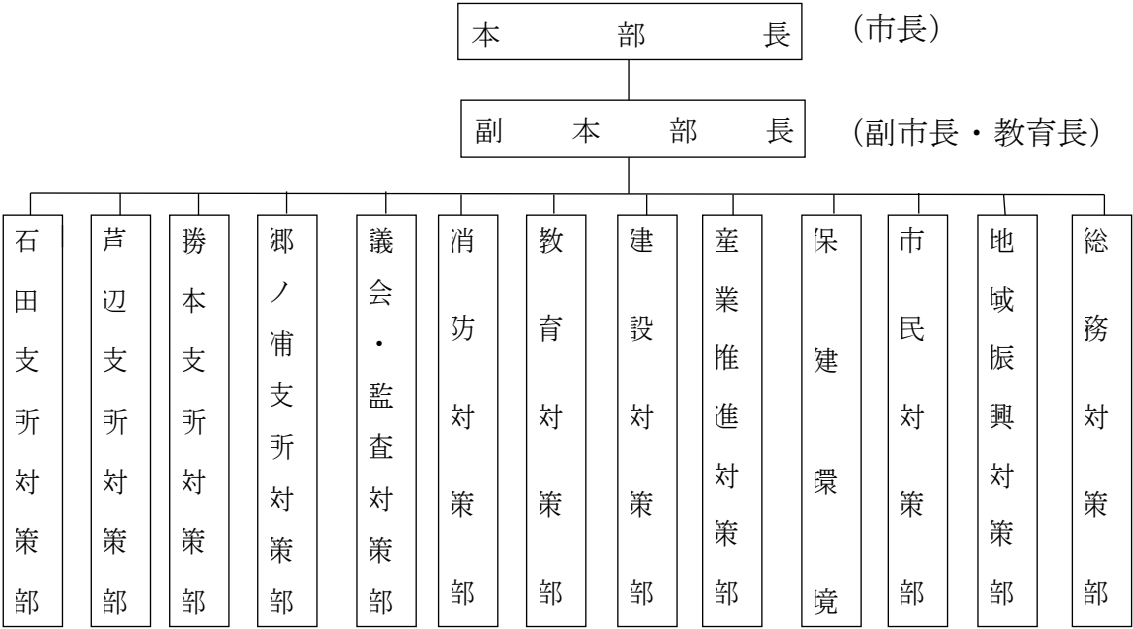
② 災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び掌握事務等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。

[災害対策本部の組織]



対策部名等	班（課等）名	掌 握 事 務
総務対策部 総務部長	総務対策班 総務課	・原子力災害合同対策協議会に関すること。
	財政班 財政課 会計課	
	情報管理班 一緒に推進課	
地域振興対策部 地域振興部長	地域振興班 地域振興課 観光課 文化スポーツ 振興課	
市民対策部 市民部長	調査班 税務課	

	市民福祉班 市民福祉課 子育て支援課 保護課	
保健環境対策部 保健環境部長	環境衛生班 環境衛生課	・緊急時モニタリングに関すること。
	健康保健班 保険課 長寿支援課 健康増進課	・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
産業推進対策部 産業推進部長	農林班 農林課 農業委員会	・
	家畜衛生班 家畜診療所	
	水産班 水産課	
建設対策部 建設部長	土木建築班 建設課	
	水道班 上下水道課	
教育対策部 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課	
	社会教育班 社会教育課	
消防対策部 消防長	消防総務班 総務課	
	予防班 予防課	
	警防班 警防課	
	消防班 消防署	
議会・監査対策部 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	
支所対策部 各支所長	市民生活班	

※各対策部・各班の上記以外の掌握事務については、「老岐市地域防災計画 風水害対策編の災害対策本部各部の所掌事務」に準拠する。

(4) 他の災害対策本部等との連携

市は、複合災害が発生し、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策拠点施設における現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請する。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、協定締結の相手方に対し速やかに応援要請を行う。また、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

6. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、県の協力を得ながら、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

① 災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、次のあらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとされている。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSv（ミリシーベルト）を上限とする。

イ 人命救助等の場合は、実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

- ② 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

（4）安全対策

- ① 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ② 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難対象区域

避難対象区域は、国の指示により特定され、県においては、原子力災害の事態進展に応じて、関係市と調整を行った上で、避難対象区域を設定し、関係市において避難の指示等を行うこととされている。離島については地域の実情に応じて関係市において避難の指示等を行うものとされている。

よって、市は、20km圏内の地域に避難対象区域が設定された場合、20kmから30km圏内の地域を屋内退避区域（自主避難区域）とする避難指示等を行う。さらに事態が悪化する場合は、30km圏内の地域を避難対象区域とする避難指示等を行う。また、状況に応じて、早めの避難準備を進める避難準備指示を行うものとする。

2. 避難先の選定

県において、避難先は原則として、事後の避難対象区域の拡大に備え、いずれの場合でも避難計画における30km圏外の避難所とされている。よって、市は、避難先を30km圏外の避難所を選定する。

3. 防護活動の実施

(1) 避難の指示等

① 県の避難の指示等の内容の伝達

県は、緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、市のほか、その他関係市町、県警察、各消防機関、自衛隊、海上保安部、その他関係機関等に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の内容の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施することとされている。

また、県、市、県警察、消防機関及びその他防災機関は緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行うこととされている。

② 市の避難の指示等の内容の伝達等

ア テレビ、ラジオ等のほか、告知放送、広報車、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ（CATV）、携帯電話の一斉同報メール等の多様な手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報を行うものとする。また、消防団、自治公民館、自主防災組織、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

イ 避難の指示・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難・屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

③ 避難誘導等の情報の伝達

市、県、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

4. 避難の実施

市は、避難計画において定めた経路及び手段により行うものとするが、放射性物質が放出されている状況の場合には、県から、当日の風向、風速等の助言を受けて、必要に応じてあらかじめ定めた経路とは異なる経路による避難を行う。

[屋内退避及び避難等に関する指標]

(m S v : ミリシーベルト)

予測線量 (単位 : m S v)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 1 S v (シーベルト) = 1, 000 m S v (ミリシーベルト)
= 1, 000, 000 $\mu \text{ S v}$ (マイクロシーベルト)

[その他の指標]

(m S v : ミリシーベルト、 $\mu \text{ S v}$: マイクロシーベルト)

基準となる数値	防護対策の内容
積算線量が1年間で 20 m S v	住民は、国、県及び市町から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が 1時間あたり 3.8 $\mu \text{ S v}$	校庭・園庭等での屋外活動を制限すること。

注) 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改定が行われるまでの暫定的なものである。

5. 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市及び県は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護に努める。また、飼い主は避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、県は、避難所を設置する市と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努めるものとされている。

6. 行政機能の移転

市は、市役所庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとし、その旨を住民に周知するものとする。なお、機能の移転にあたっては、住民避難を優先した上で実施する。また、他の防災関係機関が避難対象区域に該当し、移転する場合は、市の公共施設等の利用に配慮する。

7. 避難に資する情報の提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対して情報を提供する。

8. 避難状況の確認

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

9. 受入市町村との協議

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

10. 避難場所

(1) 避難場所等の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

(2) 避難者にかかる情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県に提供するものとされている。

(3) 避難場所の環境対策

市は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 避難場所の衛生対策

市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談や避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

(5) 避難場所の運営

市は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品等の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

(6) 避難者の移動

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促す。

(7) 住宅等の早期確保

市は、県の協力のもと、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。

(8) 応急仮設住宅の建設等

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

1 1. 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

1 2. 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

1 3. 要配慮者への配慮

(1) 要配慮者の避難

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者の個別避難計画を策定し、個別避難計画に基づき、消防団、自治公民館、自主防災組織等に支援を受けて避難を行う。

(2) 病院等医療機関の避難

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとされている。なお、市は、市内での搬送先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外医療機関も含めて搬送先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 社会福祉施設の避難

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとされている。なお、市は、市内での避難先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外社会福祉施設も含めて避難先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。

さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

1 4．学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとされている。

1 5．不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

1 6．警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効性を高めるために必要な措置をとる。

1 7．飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

(2) 市は、被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

(3) 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように市に指示するものとされている。

【飲食物摂取制限に関する指標】（Bq：ベクレル）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 Bq / kg 以上
牛 乳	50 Bq / kg 以上
一般食品	100 Bq / kg 以上
乳児用食品	50 Bq / kg 以上

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限等

① 県は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛、飼料の使用・流通自粛等必要な措置をとるよう、市へ指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施するものとされている。

② 市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛及び飼料の使用・流通自粛等必要な措置を講じる。

③ 市及び県等は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を行う。

④ 県は、関係機関の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行うものとされている。

【肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標】

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	4 0 0 B q / k g 以上
飼料（牛・馬）	1 0 0 B q / k g 以上
飼料（豚）	8 0 B q / k g 以上
飼料（家きん等）	1 6 0 B q / k g 以上
飼料（養殖魚用）	4 0 B q / k g 以上

（注）粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量

（3）飲料水の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

県は、情報収集に努めるとともに、市から応急給水について支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、近隣市町又は水道事業者等に対し、応援給水の要請を行うものとされている。

第6節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

（1）緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ④ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、県、関係機関及び防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。なお、必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2. 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、交通誘導の実施等緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

（２）応援の要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

（３）広域消防応援等の要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には主に、以下の事項に留意する。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

２．被ばく医療体制の確保

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力を行う。

（１）緊急医療本部の設置・運営

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、現地災害対策本部に緊急時医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、緊急被ばく医療マニュアルに定めるとされている。市は、緊急時医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう指導、協力を行う。

（２）緊急医療本部の組織・業務

県は、緊急医療本部に、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する医療救護班、健康管理班を置き、必要な地区又は施設に派遣し、医療措置等を行うものとされている。

各班の掌握事務は次のとおり

① 医療救護班

被汚染者その他必要と認められる者の診断治療を行い、所要の措置を行う。又、診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置を行う。

② 健康管理班

汚染検査、除染等を行う。又、避難場所等における住民等の健康管理を行う。

(3) 医療従事者の派遣要請

県と市は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県企業団病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

3. 汚染検査等の実施

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置し、避難住民等の登録とスクリーニングレベルを超える避難住民等の把握を行い、また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行うこととされている。さらに、避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応することとされている。なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応するものとされている。

(1) 医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

(2) 健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

4. 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、安定ヨウ素剤の服用を市へ指示するものとされている。市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民に配布し、予防服用の指示を行う。

5. 緊急被ばく医療の実施

- (1) 初期被ばく医療機関では、救護所等から搬送される被ばく患者や受診を希望する住民の外来診療を行い、必要に応じて、拭き取り等の簡単な除染を行うものとされている。県では、二次被ばく医療機関への搬送が必要な患者を早急に搬送するよう手配を行うものとされている。
- (2) 二次被ばく医療機関では、全身の除染、汚染創傷の治療や汚染状況や被ばく線量の測定及び局所被ばく患者、高線量被ばく患者の診療を行い、三次被ばく医療機関への搬送について判断するものとされている。
- (3) 三次被ばく医療機関では、重篤な外部被ばく患者の診療、長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療を行うものとされている。

※被ばく医療機関

初期：松浦市立中央診療所（避難対象区域に該当する場合を除く）、佐世保市立総合病院

二次：長崎大学病院（長崎市）、長崎医療センター（大村市）

三次：広島大学高度救命救急センター（広島市）、放射線医学総合研究所（千葉市）

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

広報する情報の内容

①特定事象発生時

- ・ 事故の状況
- ・ 落ち着いて行動するよう呼びかけ

②緊急事態宣言発出まで・緊急事態宣言発出時

- ・ ①の情報
- ・ モニタリング情報

③緊急事態宣言発出後

- ・ ①及び②の情報
- ・ 被害状況・避難等の状況・医療情報

(3) 市は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(4) 市は、県、原子力事業者とともに原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

(5) 市は、住民等への情報伝達に当たっては、告知放送、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

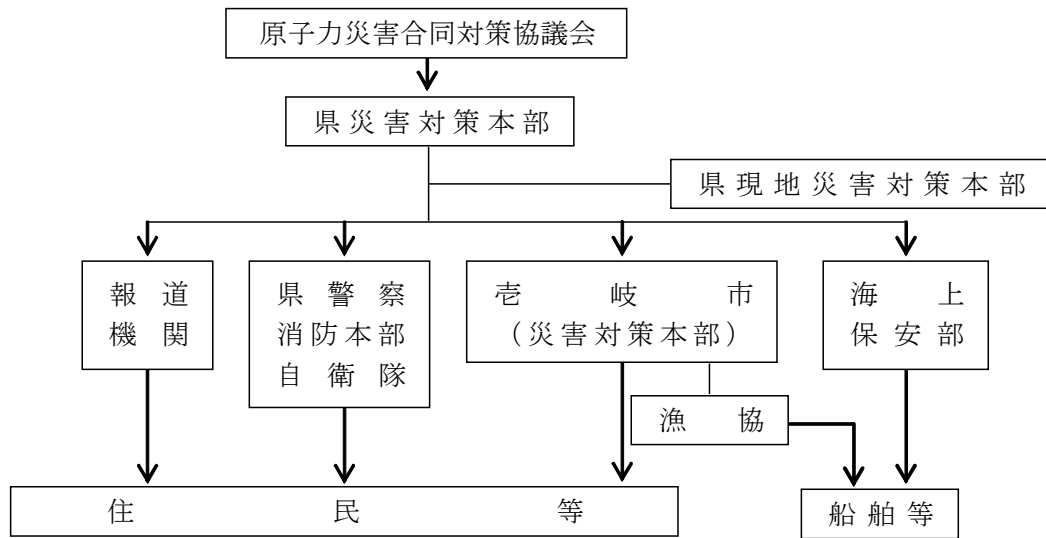
(6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

[住民等に対する指示伝達系統図]



第9節 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

(1) 生徒等の安全確保措置

① 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。

② 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

③ 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとる。

(2) 学校施設の応急復旧

① 被害状況の把握、連絡

学校等は、原子力災害発生後、市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼するものとし、その調査結果を、市に連絡するものとする。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

② 応急復旧

市は、学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

(3) 応急教育の実施

学校等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合には、次により応急教育を実施するものとする。なお、避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努めるものとする。

① 応急教育の実施場所

第1順位 小・中学校及び高等学校

第2順位 幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 応急仮校舎の建設

② 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全確保に努める。

③ 教職員の確保

市は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

④ 学用品の調達、給与

ア 教科書

(ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示するとされている。また、このことを文

部科学省に対し、報告するものとされている。

- (イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書を
そう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特
別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うもの
であり、県は、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行うこと
とされている。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失
またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援
学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、県は、必要な学
用品を支給することとされている。

《支給の対象となる学用品》

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科
書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は
承認を受けているもの。ただし、公立小・中学校以外の小・中学校に
ついては、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

⑤ 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市または県と連携
し、必要な措置を講じることとする。また、学校給食施設を避難者炊き出
し用に利用する要請があった場合は、調整を円滑に行い、施設の提供に努
める。

⑥ 保健衛生の確保と児童生徒の健康管理

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水
の管理、感染症の予防措置等を講じることとする。また、必要に応じ、被
災児童・生徒等に対し、健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

(4) 被災生徒等への支援

① 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除することとされている。

② 育英資金貸付金

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付けることとされている。

(5) 避難所となる場合の対応

学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。また、収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行うこととされている。なお、避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市及び市教育委員会又は県教育委員会へ報告するものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2. 義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、そ

の内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて公表する。また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、又、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、迅速な配分に努める。

第 1 1 節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、市役所庁舎が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた庁舎へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業など環境汚染への対処について必要な措置を行う。除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、市に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、市からの要請に基づき原子力防災要員を派遣するものとされている。

県、市及びその他防災関係機関は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省）」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、実施するものとされている。なお、避難のための立退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応するものとされている。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。また、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、

広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を超えてに避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。また、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市、県、国及び原子力事業者は、連携して原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施するものとされている。

市、県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）

（資料編）

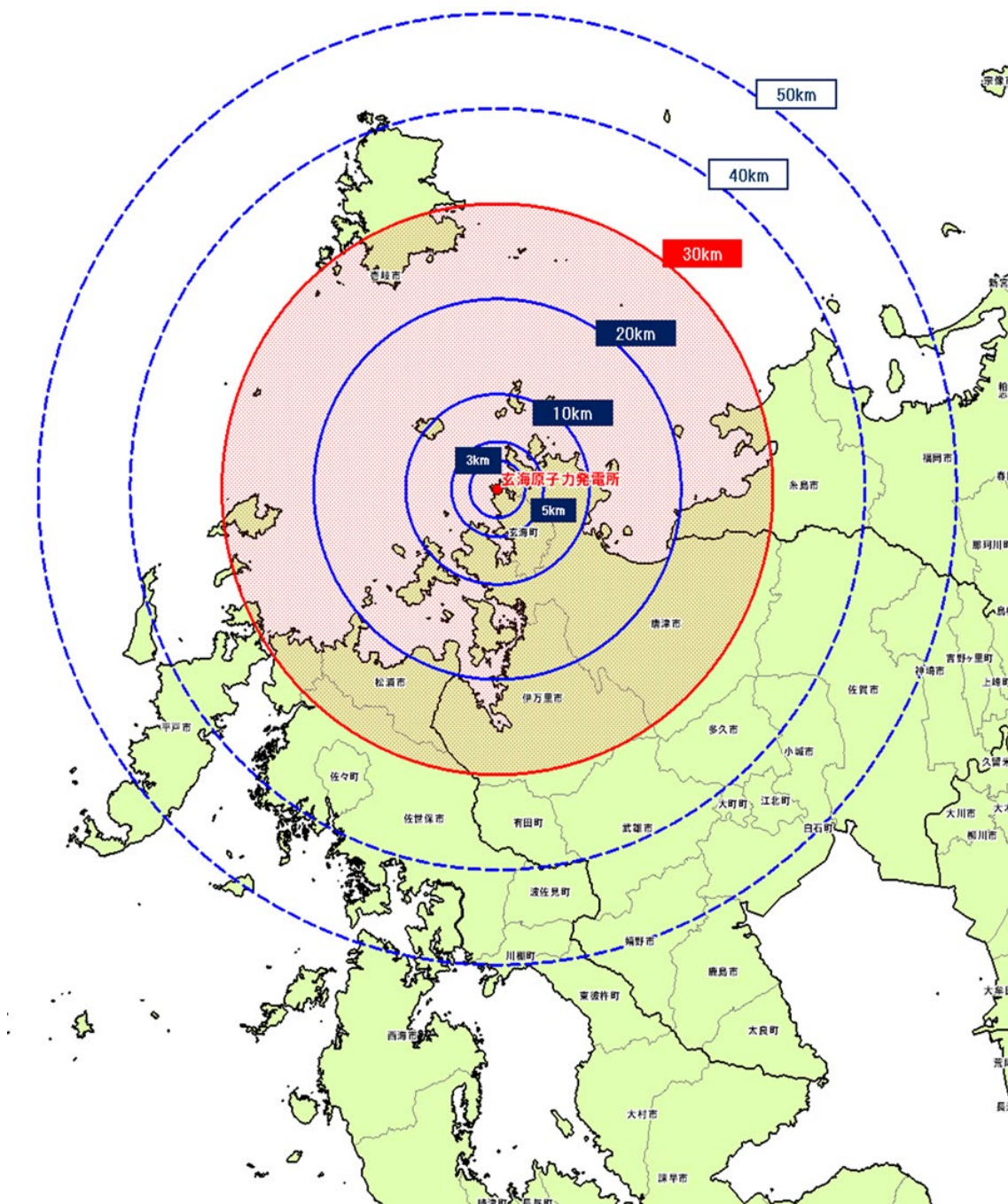
原子力災害対策編（資料編）

～ 目 次 ～

1. 避難対象範囲の地域と人口	1
2. 避難者収容施設	2
3. 避難経路図	6
4. 避難対象範囲（30km圏内）にある施設	7
5. 車両及び船舶の状況	10
6. 防災資機材等の配備状況	11
7. 防災関係機関及び連絡先	12
○ 原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書	14
○ 原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書	17

1. 避難対象範囲の地域と人口

玄海原子力発電所から半径30km圏内の人口



(単位：人)

区 分	30 k m圏内	40 k m圏内	総計
人口	13, 107	10, 206	23, 313
世帯数	6, 044	5, 179	11, 223

R7. 9 末現在 ※外国人登録を含む

2. 避難者収容施設

No.	地区名	人口 (R7.9 末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)
1	三島	219	946	三島小学校 長島地区放射線 防護対策施設 原島地区放射線 防護対策施設	集合場所→郷ノ浦港→県道 25 号郷ノ浦 港線→国道 382 号→県道 59 号郷ノ浦沼 津勝本線
2	渡良	727		渡良小学校	集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→ 県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県 道 59 号郷ノ浦沼津勝本線
3	初山	937	937	初山小学校	集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→ 県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県 道 59 号郷ノ浦沼津勝本線 集合場所→県道 175 号渡良浦初瀬線→ 県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県 道 174 号湯ノ本芦辺線
4	武生水	4,112	4,112	壱岐文化ホール 盈科小学校 郷ノ浦中学校 大谷公園体育館 壱岐高等学校	集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 231 号湯ノ本勝本線 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 23 号勝本石田線 集合場所→県道 25 号郷ノ浦港線→国道 382 号→県道 174 号湯ノ本芦辺線
5	柳田	584	584	柳田小学校	集合場所→国道 382 号→県道 23 号勝本 石田線

避難場所					
No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計
1	沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触 184 番地	1,642	821	1,620
2	鯨伏小学校	勝本町立石南触 1137 番地 2	1,597	799	
3	湯本地区公民館	勝本町布気触 818 番地 10	610	305	1,533
4	布気地区老人憩いの家	勝本町百合畑触 398 番地	264	132	
5	立石地区老人憩いの家	勝本町立石南触 583 番地	240	120	
6	勝本小学校	勝本町坂本触 262 番地	1,952	976	
7	勝本中学校	勝本町仲触 1846 番地	3,017	1,508	4,140
8	勝本町ふれあいセンター かざはや	勝本町大久保触 1736 番地 2	2,437	1,219	
9	勝本地区公民館	勝本町勝本浦 211 番地 3	592	296	
10	西部地区老人憩いの家	勝本町勝本浦 389 番地	206	103	
11	大坂地区老人憩いの家	勝本町大久保触 1724 番地 1	304	152	
12	那賀小学校	芦辺町中野郷西触 174 番地	1,726	863	
13	霞翠小学校	勝本町西戸触 550 番地	1,937	969	969

No.	地区名	人口 (R7.9 末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)
6	志原	857	857	志原小学校	集合場所→国道 382 号→県道 174 号湯ノ本芦辺線
7	筒城	645	645	筒城小学校	集合場所→県道 65 号壱岐空港線→県道 23 号勝本石田線
8	石田	3,023	3,023	石田小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線
9	八幡	782	1,777	八幡小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線
10	田河	995		田河小学校 旧芦辺中学校 体育館	集合場所→県道 23 号勝本石田線
11	那賀	226	226	那賀地区公民館 那賀幼稚園	
避難人口計 →		13,107	13,107		

避難場所					
No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計
14	芦辺中学校	芦辺町中野郷西触 400 番地	1,924	962	962
15	壱岐商業高校	勝本町新城西触 282 番地	1,080	540	684
16	新城地区老人憩いの家	勝本町北触 37 番地	287	144	
17	箱崎小学校	芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	1,667	834	3,680
18	瀬戸小学校	芦辺町箱崎大左右触 315 番地	1,715	858	
19	箱崎地区公民館	芦辺町箱崎大左右触 924 番地	518	259	
20	芦辺町クオリティライフ センターつばさ	芦辺町箱崎中山触 2548 番地	2,354	1,177	
21	瀬戸幼稚園	芦辺町箱崎大左右触 920 番地	581	290	
22	箱崎幼稚園	芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	312	156	
23	箱崎僻地保健福祉館	芦辺町箱崎釘ノ尾触 1293 番地	210	105	
24	壱岐島開発総合センター	芦辺町諸吉大石触 197 番地	1,787	894	2,732
25	芦辺小学校	芦辺町芦辺浦 546 番地	1,033	517	
26	芦辺浦住民集会所	芦辺町芦辺浦 85 番地 3	535	268	
27	芦辺保育所	芦辺町諸吉大石触 665 番地	570	285	
28	那賀地区公民館	芦辺町中野郷西触 362 番地	518	259	436
29	那賀幼稚園	芦辺町住吉山信触 1007 番地	355	177	
		避難施設収容可能人員計→		15,989	15,989

3. 避難経路図



※上記は、集合場所等から避難する際に主に利用する経路であり、状況に応じて他の路線（その他の県道・市道）についても利用する。

4. 避難対象範囲（30km圏内）にある施設

（１）学校

－小学校－

※R7.4.1 現在

	校 名	所 在 地	児童数	職員数
1	盈科小学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	235	22
2	(※) 三島小学校	壱岐市郷ノ浦町大島 815	2	4
3	志原小学校	壱岐市郷ノ浦町大原触 115	35	10
4	初山小学校	壱岐市郷ノ浦町初山西触 807-1	38	8
5	石田小学校	壱岐市石田町石田西触 1238	149	17
6	筒城小学校	壱岐市石田町筒城西触 191	34	7
		合 計	493	68

(※) 30km 圏外の三島小学校は避難対象地域に含む。

－中学校－

※R7.4.1 現在

	校 名	所 在 地	生徒数	職員数
1	郷ノ浦中学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 75	251	25
2	石田中学校	壱岐市石田町石田西触 1547	115	16
		合 計	366	41

－高等学校－

※R7.4.1 現在

	校 名	所 在 地	生徒数	職員数
1	壱岐高等学校	壱岐市郷ノ浦町片原触 88	397	49
		合 計	397	49

－特別支援学校－

※R7.4.1 現在

	校 名	所 在 地	生徒数	職員数
1	虹の原特別支援学校 壱岐分教室 小中学部	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	14	12
2	虹の原特別支援学校 壱岐分教室 高等部	壱岐市郷ノ浦町片原触 88	24	15
		合 計	38	27

（２）幼稚園

※R7.4.1 現在

	園 名	所 在 地	園児数	職員数
1	郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触 601	36	6
		合 計	36	6

(3) 保育所

※R7. 4. 1 現在

	所 名	所 在 地	児童数	職員数
1	武生水保育所	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 495	140	47
2	石田こども園	壱岐市石田町石田西触 1220-1	129	48
3	壱岐保育園	壱岐市郷ノ浦町片原触 80-1	52	19
4	まごころ保育園	壱岐市郷ノ浦町永田触 298-1	12	8
		合計	333	122

(4) 僻地保育所

※R7. 4. 1 現在

	所 名	9 所 在 地	児童数	職員数
1	※三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島 526-2	休園	休園
2	三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島 45	休園	休園
3	三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島 487-2	休園	休園
		合計	0	0

(※) 30km 圏外の三島保育所は避難対象地域に含む。

(5) 病院・診療所

	名 称	所 在 地	病床数
1	長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触 1626	228
2	医療法人玉水会赤木病院	壱岐市郷ノ浦町本村触 111	24
3	医療法人協生会品川病院	壱岐市郷ノ浦町東触 854-2	44
4	医療法人玄州会光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	88
5	さくら耳鼻咽喉科クリニック	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 11	
6	光風・ふくしまクリニック	壱岐市郷ノ浦町東触字平 1006-1	
7	山内眼科医院	壱岐市郷ノ浦町東触 1310	
8	光の苑診療所	壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066	
9	三島診療所	壱岐市郷ノ浦町大島 554-2	
10	でぐち整形外科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 53-2	
11	医療法人村瀬歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 123	
12	赤木玉水堂歯科診療所	壱岐市郷ノ浦町本村触 129	
13	医療法人光武歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 13	
14	江田小児科内科医院	壱岐市石田町印通寺浦 302	
15	平山医院	壱岐市石田町石田西触 1071-1	16
16	江田歯科医院	壱岐市石田町印通寺浦 327-2	
17	ひさた歯科医院	壱岐市郷ノ浦町柳田触 114	

(6) 主な観光施設等

	名 称	所 在 地
1	一支国博物館	壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515 番地 1
2	原の辻ガイダンス	壱岐市芦辺町深江鶴亀触 1092 番地 5
3	松永記念館	壱岐市石田町印通寺浦 360

5. 車両及び船舶の状況

(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車

(R7.11 末現在)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
壱岐交通(株)	壱岐市郷ノ浦町東触 575-2	大型貸切	8	360	0920-47-1255
		中型貸切	1	33	0920-47-1161
		小型貸切	1	25	
(有)玄海交通	壱岐市石田町筒城東触 1730	大型貸切	6	338	0920-44-5826
		中型貸切	3	113	
		小型貸切	4	87	
合 計			23	1,052	

(2) 消防本部・暑の主要消防車両

(R7.4 末現在)

ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学消防車	救助工作車	高規格救急車	合計(台)
2	3	1	1	1	4	12

(3) 船舶

(R7.11 末現在)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
壱岐市	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	フェリーみしま	100	0920-48-1111
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1 番 27 号	フェリーちくし	753	090-281-0831
		フェリーきずな	678	
		ヴィーナス	263	
		ヴィーナス 2	257	
		エメラルドからつ	350	
		ダイヤモンドいき	350	
壱岐・対馬フェリー(株)	壱岐市芦辺町箱崎中山触	フェリーつばさ	12	0920-45-3422
	2575 番地 19	フェリーみかさ	12	

6. 防災資機材等の配備状況

(1) 防災資機材

(R7.12末現在)

配備場所	名 称	数 量	備 考
壱岐市	防護服	100 着	
	防護手袋	1,030 組	
	靴カバー	760 双	
	ポケット線量計	327 個	
	全面マスク	170 個	
	安定ヨウ素剤（丸薬）	113 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤 （新生児用ゼリー剤）	600 包	
	安定ヨウ素剤 （乳幼児用ゼリー剤）	1,800 包	
壱岐市消防本部	放射線防護服	2 式	
	ポケット線量計	54 個	
	ガンマ線・エックス線	3 個	携帯型空間線量率計
	防護服	365 着	
	防護手袋	370 組	
	靴カバー	467 双	
	表面汚染検査計	1 個	
	全面マスク	5 個	カートリッジ 30 個
長崎県壱岐病院	安定ヨウ素剤（丸薬）	39 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤（粉末）	6 瓶	25g/瓶

(2) 環境モニタリング設備

(R7.12末現在)

配備場所	測定機器名	数 量	備 考
壱岐保健所 （県有地）	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
壱岐空港	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
印通寺港 （県有地）	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
壱岐市初山事務所	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
三島小学校旧原島分校	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
市役所郷ノ浦庁舎 駐車場	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式

7. 防災関係機関及び連絡先

警察・消防

(壱岐市内 0920)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
壱岐警察署	壱岐市郷ノ浦町本村触 551	47-0110	47-0110
壱岐市消防本部	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	45-3037	45-0992

長崎県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
長崎県防災企画課	長崎市尾上町 3-1	095-894-3731	095-821-9202
長崎県地域環境課	長崎市尾上町 3-1	095-895-2356	095-895-2572
長崎県医療政策課	長崎市尾上町 3-1	095-895-2461	095-895-2573
長崎県薬務行政室	長崎市尾上町 3-1	095-895-2469	095-895-2574
壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	47-1111	47-4809
壱岐振興局保健部（壱岐保健所）	壱岐市郷ノ浦町本村触 620	47-0260	47-6357

指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
壱岐海上保安署	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5	47-0508	47-2363
自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所	壱岐市郷ノ浦町本村触 682	47-1499	
海上自衛隊壱岐警備所	壱岐市勝本町東触 2776-6	42-0167	42-0167

指定公共機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
九州電力(株)壱岐営業所	壱岐市芦辺町諸吉大石触 427-4	45-3474	45-3849
N T T 西日本ホームテクノ壱岐サービスセンター所	壱岐市郷ノ浦町本村触 523 1F	47-1004	
勝本郵便局	壱岐市勝本町勝本浦 345	42-0042	

壱岐市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
総務部	総務課 (危機管理班)	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1111 48-1553
	財政課	〃	48-1114 48-1553
	一緒に推進課 (情報管理班)	〃	48-1137 48-1140 48-1553
地域振興部	地域企画課	〃	48-1134 47-4360

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X
	観光課	〃	48-1135	48-1120
	文化スポーツ振興課	〃	47-0207	47-4360
市民部	市民福祉課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844
	子育て支援課	〃	48-1117	47-4400
	保護課	〃	48-1136	47-0500
	税務課	〃	48-1118	47-4844
保健環境部	保険課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1157	45-0996
	長寿支援課	〃	45-1197	45-0996
	健康増進課	〃	45-1114	45-0996
	環境衛生課	〃	45-1112	45-0996
産業推進部	農林課	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6112 44-6113	44-6020
	水産課	〃	44-6114	44-6020
	商工振興課	〃	44-6115	44-6020
	家畜診療所	芦辺町国分東触 678-6	45-4083	45-4084
建設部	建設課	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1112	42-1116
	上下水道課	〃	42-1113	42-1116
議会事務局	議会事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1114	42-0096
監査委員会	監査委員事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1514	42-0096
農業委員会	農業委員会事務局	壱岐市石田町石田西触 1290	44-5009	44-6020
会計課	会計課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1119	47-5061
消防本部	総務課	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	45-3037	45-0992
	警防課	〃	45-3037	45-0992
	予防課	〃	45-3037	45-0992
教育委員会	教育総務課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1202	45-1227
	学校教育課	〃	45-1224	45-1227
	社会教育課	〃	45-1113	45-1227
支所	郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844
	勝本支所	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1111	42-1116
	芦辺支所	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1111	45-0996
	石田支所	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6111	44-6020

原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）並びに佐世保市、平戸市、杵岐市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって長崎県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

（1）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

（2）原災法第15条第1項各号に掲げる場合。

2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

（1）原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

（2）核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

（3）発電所敷地内において火災が発生したとき。

（4）放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行なったとき。

（5）核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

（6）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

（7）その他緊急事態が発生したとき。

3 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行なうものとする。

4 甲は、前記第3項の平常時の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、

速やかにその内容を連絡するものとする。

（連絡の方法）

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行なう。

（事前説明）

第4条 丁は、甲及び乙に対し、別に定めるところにより、事前説明を行なうものとする。なお、甲及び乙と丁は、相互に意見を述べることもできるものとする。

2 甲は、前記第1項の事前説明を受けた場合は、丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

（立入検査）

第5条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に立入検査させることができるものとする。

2 甲は、第1項の規定により立入検査を行なう場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、その結果を連絡するものとする。

（損害の賠償）

第6条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

（協定の改定）

第7条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応じるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

（覚書）

第8条 この協定の施行に必要な事項については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めがない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定めるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年6月9日

甲 住所：長崎市江戸町2—13
氏名：長崎県知事 中 村 法 道

乙 住所：松浦市志佐町里免365
氏名：松浦市長 友 広 郁 洋

丙 住所：佐世保市八幡町1番10号
氏名：佐世保市長 朝 長 則 男

住所：平戸市岩の上町1508—3
氏名：平戸市長 黒 田 成 彦

住所：壱岐市郷ノ浦町本村触562
氏名：壱岐市長 白 川 博 一

丁 住所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
氏名：九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜 生 道 明

原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書

長崎県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 協定書第2条第3項に規定する平常時の情報提供は、以下により行なうものとする。

（1）環境放射能の測定結果

イ	モニタリングポイント	毎四半期
ロ	サーベイルート	毎半期
ハ	モニタリングポスト	毎月
ニ	環境試料	毎四半期

（2）発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況

イ	実施計画	毎年度
ロ	実施状況	毎四半期

（3）その他発電所の保守運営状況

イ	発電実績	毎月
ロ	原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量	毎四半期
ハ	核燃料物質の状況	
	受入・払出状況	その都度
	消費状況	毎月
	管理状況	毎半期（7月及び1月）
ニ	放射線管理の状況	毎半期（4月及び10月）
ホ	放射線従事者線量及び放射性廃棄物の放出、保管状況	毎四半期及び毎年度
ヘ	放射性廃棄物の管理状況	毎月
ト	定期検査の実施計画及びその結果	定期検査の都度
チ	原子炉施設保安規定	変更の都度

2 協定書第4条に規定する事前説明は、以下により行なうものとする。

（1）原子炉施設を変更しようとするとき

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律166号）第23条第2項第5号に規定する原子炉施設について、同法第26条第1項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。

（2）土地の利用計画及び冷却水の出排水計画を変更しようとするとき。

(3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。

3 前記1及び2については文書をもって行なう。

4 甲は、防災対策等の情報の共有化と意見交換により、原子力発電に関する理解を深めることを目的として、長崎県原子力安全連絡会を設置するものとする。なお、乙は連絡会の運営については積極的に協力するものとする。

5 この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めがない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年6月9日

甲 住所：長崎市江戸町2-13
氏名：長崎県知事 中 村 法 道

乙 住所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
氏名：九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜 生 道 明